

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（附則第六十五条関係）

改正案	現行
第五十四条の十三 削除	<p>（社債等登録法の準用される債券）</p> <p>第五十四条の十三 この章の規定により、全国連合会の発行する債券は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第十四条（地方債等への準用）の規定に基づき同法が準用される債券とみなす。</p>